
令和 6 年度

東松島市排水設備工事関係説明資料

(指定工事店用)

【東松島市役所建設部下水道課施設係】

〒981-0303 宮城県東松島市小野字新宮前 5 番地（鳴瀬庁舎 2 階）

電話（0225）82-1111（代表） FAX（0225）87-3954

E-mail（受付用）：g-info@city.higashimatsushima.miyagi.jp

目次

排水設備工事申請から完成について・・・・・・・・・・1～8 頁

1. 指定工事店から申請者への工事計画等の説明・・・・・・・・・・1 頁
2. 排水設備工事計画承認申請書の提出について・・・・・・・・・・1 頁
3. 事務手続きの流れ及び排水設備工事施工上の注意点・・・・・・・・・・3～4 頁
4. 排水設備工事完了届の提出について・・・・・・・・・・5～6 頁
5. 完成検査について・・・・・・・・・・6 頁
6. その他（融資あっせん制度・排水設備整備補助金）・・・・・・・・・・7～8 頁

記入例（申請書・平面図・縦断図・調書・完了届）・・・・・・・・9～13 頁

設計図面の凡例・記号の例・・・・・・・・・・14 頁

東松島市排水設備指定工事店に関する規則・・・・・・・・15～19 頁

東松島市合併処理浄化槽設置整備事業について・・・・・・・・20～21 頁

1. 合併処理浄化槽設置整備事業について・・・・・・・・・・20 頁
2. 合併処理浄化槽設置補助申請について・・・・・・・・・・21 頁

令和7年度更新予定指定工事店一覧・・・・・・・・・・22 頁

下水道工事位置図（令和5年度工事）・・・・・・・・・・23～26 頁

合併処理浄化槽設置補助対象区域図・・・・・・・・・・27 頁

令和6年度建設部下水道課配置図・・・・・・・・・・28 頁

東松島市排水設備工事関係説明資料（指定工事店用）

排水設備工事申請から完成について

1. 指定工事店から申請者への工事計画等の説明

- 1) 現場の状況・下水の水質や水量等の調査検討を入念に行い、施工や維持管理が容易で、最も経済的な設備になるよう努め、申請者へ必ず工事計画や見積もりを提示し、契約を締結して下さい。
- 2) 融資あっせん制度や整備補助金の対象となる申請者には（詳細は6.その他を参照のこと）、利用の有無を必ず確認して下さい。

2. 排水設備工事計画承認申請書の提出について

提出書類

排水設備工事計画承認申請書	用紙：藤色 特厚
計画平面図	用紙：指定なし
計画縦断面図	用紙：指定なし
排水設備工事調査（見積）	用紙：指定なし
設備の状況によって提出する書類	ポンプ施設の詳細図、除害施設の構造図・容量計算書、カタログのコピー 等

事前調査

- 1) 公共桧に異常があった場合や、流入高さ等に問題がある場合は事前に下水道課と打ち合わせをして下さい。
- 2) 公共桧が設置されていない土地への排水設備を設置しようする場合、排水設備承認申請より先に「**公共桧等設置工事許可申請書**」を提出して下さい。原則、個人設置となります。
- 3) 排水設備設置義務者（土地所有者・建物所有者・使用者）の権利関係の調査・同意等の確認を入念に行ってください。（土地、建物等の状況により単独で排水設備の設置が不可能又は困難な場合は、代表者を定め連署の上、「**排水設備共同設置届**」を提出して下さい。）
- 4) 飲食店や工場等の事業所の場合は、**除害施設（グリーストラップ・オイルトラップ等）の設置**が必要です。事前に下水道課と打合せをして下さい。
- 5) 浄化槽切替工事等で既設管を利用する場合、勾配・タルミ・桧の状況等があれば維持管理を考慮し、改修工事等について申請者と入念に協議してください。

●排水設備工事計画承認申請書について

- 1) 申請者、使用者、土地所有者及び建物所有者を確認し、承諾を得てから申請願います。
- 2) **工事着手予定日の7日前には申請書類一式を提出して下さい。**受理後に現場確認等を行いますので、承認がおけるまで日数がかかります。早めの提出をお願いいたします。（融資あっせん及び排水設備設置補助を利用する場合は、金融機関との協議が必要なため、14日前には提出して下さい。）
- 3) 設置場所について複数地ある場合には**全て記入**して下さい。又、開発等により分筆予定の土地で分筆後の予定地番がわかる場合は、カッコ書きで記入してください。
- 4) 着工年月日及び完成年月日については**予定の日付**を記入して下さい。
- 5) **使用者番号欄には、上水道の水栓番号等を記入して下さい。**また、賃貸住宅等で書ききれない場合は平面図へ記入して下さい。

●計画平面図について

- 1) 計画平面図は、排水設備工事計画承認申請書の裏面を利用して下さい。
別紙に作成する場合は、**計画・竣工の別、方位、縮尺及び申請者名を忘れずに記入**して下さい。
- 2) 平面図の表示方法は、別紙《設計図面の凡例・記号の例》に従い作成願います。
◆汚水排水の新設配管は**赤色実線**、既設配管は**赤色破線**で記載願います。
◆雨水排水の新設配管は**青色実線**、既設配管は**青色破線**で記載願います。

《排水管表示例》

新設配管	実線	汚水系統	赤線
既設配管	破線	雨水系統	青線
敷地境界線	一点鎖黒線	既設公共樹	黒線破線
その他	階層を表示（2階等）	新設公共樹	黒線実線

- 3) 除害施設（油水分離槽・阻集器等）や段差調整柵（H L S等）の特殊継手等を使用する場合は、必ず平面図へ記載願います。
- 4) 受水槽やボイラー等のオーバーフロー排水、冷凍冷蔵庫やエアコン等のドレン排水、外足洗い場等の排水は原則雨水排水とし、平面図へ記載願います。
- 5) 駐車場など車輪が乗る箇所は出来るだけ**鉄蓋を使用**し、平面図へ記載願います。

●計画縦断図について

- 1) 別紙作成し、勾配等を必ず検算して下さい。
- 2) 汚水管の起点土被りは原則として**30cm**です。確保出来ない場合は事前に打ち合わせをして下さい。
- 3) 汚水管の勾配の基準は**2%以上4%以下**です。規定の勾配がとれないような場合は事前に打ち合わせをして下さい。計画時は**2%の一定勾配で計画**して下さい。
- 4) 除害施設（油水分離槽・阻集器等）や段差調整柵（H L S等）の特殊継手等を使用する場合は、必ず図面に記載願います。
- 5) 既設管利用の場合は、既設管の状況を破線にて記載願います。

●排水設備工事調書（見積）について

- 1) 使用する資材等の名称、数量等と見積欄へ記入して下さい。（記入例2）
- 2) 工事見積もり及び契約時には工事内容の説明を十分行して下さい。変更等で増額の可能性がある場合も同様に説明願います。

●その他の提出書類について

- 1) 受益者負担金の完納前に申請する場合は、**誓約書を排水設備工事計画承認申請書に添付**して下さい。
- 2) 私道に公共下水道を設置希望する場合、**「私道内下水道施設設置申請書」を提出**して下さい。
- 3) 除害施設を設置する場合は、平面図へ設置位置を明示し、施設の仕様が分かるもの（仕様書、カタログ等）を提出して下さい。（設置基準については、東松島市下水道条例第11条をご確認ください。）
- 4) 申請書へ記載した完成日内に完成しない場合、**「排水設備工期変更届」を提出**して下さい。

3. 事務手続きの流れ及び排水設備工事施工上の注意点

事務手続きの流れ

- 1) 排水設備工事計画承認申請書を精査、決裁後、「排水設備工事計画承認通知書」を発行します。電話連絡をいたしますので、下水道課窓口左手側のメールBOXからお持ち帰り下さい。
(申請書類に不備等があった場合は、修正後の発行となりますのでご注意ください。)
- 2) 工事着工は必ず排水設備工事計画承認通知書を受け取ってから行って下さい。事前着工は厳禁です。
(指定工事店に関する規則第11条及び第19条)
- 3) 着手前写真は必ず承認通知書の承認番号を黒板等に記入し確認出来るよう撮影して下さい。
(承認番号が未記入またはデータでの添付等の場合は、事前着工とみなします。)
- 4) 施工中において、申請時と違う重大な問題が生じた場合は、速やかに下水道課と打合せをしてから施工して下さい。

施工上の注意点

- 1) 着工前・施工中・完了後の写真を撮影してください。撮影箇所は、起点汚水枳～公共枳までの接続部が確認できるように埋戻前に撮影して下さい。なお、黒板等を使用し承認番号・施工箇所等が判明できるように撮影して下さい。
(融資あっせんの対象工事で便器等が対象になっている場合、便器の写真・型番等も撮影して下さい。)
- 2) 責任技術者は、法令等に従い、工事の設計及び施工(監理)に当たって下さい。
(規則第14条責任技術者の責務)
- 3) 下記の基準のとおり計画し、埋戻前や舗装前に污水管の管径と勾配を確認して施工して下さい。

排水人口	污水管の管径	勾 配
150人未満	100mm	100分の2以上
150人以上300未満	125mm	100分の1.7以上
300人以上500未満	150mm	100分の1.5以上
500人以上	200mm	100分の1.2以上

完成検査時の管理基準(下限値)は 公共1.5%、農集1.0% です。

注) 下限値以下の勾配は手直し工事となります。

- 4) 公共ます及び宅内ますの深さと管径の基準について、下表のとおり施工して下さい。

	ますの深さ	立上管径
公共ます	1200mmまで	200mm
	1201～1500mmまで	300mm
	1500mmを越える	0号人孔

	ます深さ	立上管径
宅内ます	900mmまで	150mm
	900～1500mmまで	200mm
	1500mmを越える	300mm

- 5) 設計図の記載数値について、記載例のとおり作成願います。

種 別	単 位	記入数値	記載例
管路延長	m	小数点以下2位まで	7.85
マンホール・柵の寸法	cm		90
管径	mm		150
管の勾配	mm	小数点以下1位まで	1.5/100
掃除口の口径	mm		75
柵・マンホールの深さ	cm		43
柵の天端高	cm		(+15)

注) 記入数値の直近下位の端数を四捨五入する。

- 6) 汚水・雨水の区分基準について、以下の表を参考にし、必要であれば事前協議願います。

建物の種別等	排水の種類	汚水・雨水等の区分
一 般 住 宅	水洗便所、台所、風呂場、洗面所、洗濯機の排水	汚水
	屋外足洗場、洗車・樹木用の散水栓	雨水
	給湯器、空調機器、冷凍庫、給水ポンプ等のドレン排水等	原則雨水
アパート等	受水槽、高架水槽のドレン、オーバーフロー排水	原則雨水
学 校 等	調理室・試験室等	汚水、必要に応じ除害施設設置
	屋外プール排水	雨水
工場・事業場等 (特定施設)	事業活動に生じた排水	汚水、必要に応じ除害施設設置
	防火水槽、受水槽、高架水槽のドレン、オーバーフロー排水	水質を確認のうえ、原則雨水
	冷凍機・冷却塔及び冷媒・熱媒装置の排水	水質を確認のうえ、原則雨水
	自動車洗車場	阻集器を設置し、 雨水が入り込む場合は雨水
	自動式車両洗浄装置（特定施設）	雨水が入り込まない場合は汚水

- 7) 公共柵への接続は**DR・FM柵等にて段差方向調整**するか、ホルソー受口による**HLS等の継手**使用が可能です。また、対面流入する場合は同じ流入の高さとして下さい。
- 8) トイレ排水の合流点は、汚物等の逆流を防止する為、**段差付き柵(45YS・90YS)**を使用してください。また、下流に接近してトラップ柵を設けると汚物がトラップ内に入る可能性があるため、原則50cm以上離して施工して下さい。
- 9) 汚水柵の接続の際、角度が合わない場合は、**自在継ぎ手**又は**曲管**（1スパンにつき**2.2° 1/2**まで）を使用し、完了図面に必ず記載して下さい。（目視検査できることが原則です。）
※縦断方向での勾配あわせのための使用は、手直し工事対象となります。
- 10) ビルドイン自動食洗機内蔵の流しの排水は、原則**トラップ柵に接続**してください。
- 11) 左右合流段差付柵（WLS）は、**100-200**を使用してください。
- 12) **排水ヘッダーの使用が可能**です。設置基準を守って使用してください。
- 13) 屋外排水設備の汚水配管に、エルボ返し施工をした場合は、手直し工事対象となります。
- 14) 浄化槽を撤去し、配管が埋戻し位置に掛かる場合は、埋戻し土の沈下による管のたるみに注意し、丁寧に埋戻しして下さい。

注) 既設の便槽、浄化槽を撤去した場合の清掃、消毒は徹底して下さい。

本市の下水道施設は、マンホールポンプを中継し排水処理を行っております。稀に、排水設備工事にて発生したと思われる管材の破片が流入し、中継ポンプが故障するといった事象が発生しております。施工の際には、異物が流入しないよう十分に注意して下さい。

4. 排水設備工事完了届の提出について

提出書類

排水設備工事完了届	用紙：うすだいい色 特厚
完成平面図	用紙：指定なし
完成縦断図	用紙：指定なし
排水設備工事調書（精算）	用紙：空色 特厚
完成写真	着工前・施工中（起点汚水桝～公共桝接続）・完了後の写真
污水处理施設使用開始届	申請者の署名必要

●排水設備工事完了届について

- 完了届は、必ず**工事完了後5日以内**（完了日を含めて5日以内）に提出して下さい。外構工事が遅れている等の場合がありますが、公共桝に接続し埋戻した状態であれば提出してもかまいません。理由があって遅れる場合は下水道課へ連絡して下さい。
- 提出日、申請年月日、承認年月日、工事完了年月日を記入して下さい。（記入例3）
- 使用者番号欄には、**上水道の水栓番号等を記入**して下さい。また、賃貸住宅等で書ききれない場合は平面図へ記載して下さい。

●完成平面図について

- 計画・竣工の別、方位、縮尺及び申請者名を忘れずに記入して下さい。
- 実測値を記入すること。
- 平面図の表示方法は、別紙《**設計図面の凡例・記号の例**》に従い作成願います。

《排水管表示例》

新設配管	実線	汚水系統	赤線
既設配管	破線	雨水系統	青線
敷地境界線	一点鎖黒線	既設公共桝	黒線破線
その他	階層を表示（2階等）	新設公共桝	黒線実線

●完成縦断図について

- 計画・竣工の別、申請者名を忘れずに記入して下さい。
- 実測値を記入すること。

●排水設備工事調書について

- 原本の精算欄を記入し、金額は必ず検算して下さい。
- 必ず申請者に施工内容・金額を確認してもらってください。
（記入例2）

●完成写真について

- 画像の大きさはL版程度とし、A4用紙に整理し提出願います。
- 着工前・施工中（起点汚水桝～公共桝接続まで）・完了後**の写真を提出願います。
- 承認番号や配管等の施工状況が、鮮明に確認できるように撮影し提出してください。

●汚水処理施設使用開始届について

- 1) 使用開始届は**完了届と同時に**提出して下さい。申請者、使用開始日、義務者欄は必ず申請者本人より署名して
いただして下さい。
(申請者へ、使用料は上水道料金と合算請求され徴収されることをご説明願います。)
アパートの場合は部屋毎に1枚提出願います。使用義務者が未定の場合は、申請者名を記入して下さい。
- 2) 建替え中や建売等で、下水道を使用しない場合は**休止の届出**を下水道課へ提出して下さい。
(休止の届出をした場合は、新使用者が使用開始した時点で速やかに開始の届出を提出して下さい。)
- 3) **下水道使用料は上水道料金と合算請求され**、石巻地方広域水道企業団より請求が行われます。
支払い方法は、上水道の支払い方法に準ずることとなり、上水道料金を納付書払いしている方は納付書で、口
座振替している方は口座振替となります。
口座振替をご利用したい方は、水道企業団で手続きを行って下さるよう、ご説明下さい。

注) 昨今、使用開始届の遅れがあり、業者による使用料の支払い事案が多数発生しています。開始届の遅れに
よる未払いについては使用者へ請求いたします。

5. 完成検査について

- 1) 完成検査は、責任技術者立会いのもと下水道課職員が**毎週木曜日(午前中)**に行います。
- 2) 完成届受理後、検査日時を前日までに電話にて連絡いたします。
- 3) 検査日時が決まったら、申請者本人へ必ず連絡をして下さい。

検査の内容・準備物

- 1) 排水管のたるみ、蛇行、漏水がないか、実際に水を流すため、バケツ等に水を用意してください。また、勾配
不足等の確認を行う場合がありますのでレベルを用意して下さい。ライト、ミラー、スタッフ等は下水道課で
用意します。
- 2) 検査前には、汚水管内を確認し、汚れ等がある場合は洗管を行って下さい。
- 3) 速やかに検査できるよう検査時間直前に汚水桝の蓋を開けて準備願います。

注) 管内にたるみ等による滞水や接着剤や異物が出ている場合は手直し工事となります。

6. その他

水洗便所等改造資金融資あっせん制度

- 1) 水洗化促進のために金融機関から水洗化資金を無利子（市が利子補給）で借りられる融資あっせん制度があります。
- 2) 公共下水道、農集、漁集の排水処理区域及び、合併処理浄化槽の設置区域内が対象となります。
- 3) 汲み取り式、浄化槽切替等の改造が対象で、**新築家屋は対象外**です。
- 4) 工事の依頼を受けた時は、融資あっせん制度の利用の有無を必ず確認して下さい。工事着手後は利用できません。
- 5) あっせん額は1戸につき100万円以内、賃貸住宅等の場合は1戸につき100万円の範囲内で総額200万円以内です。
 - ◆融資あっせん決定後に金額の増額は出来ません。（減額は可能。）
 - ◆融資あっせん決定後は速やかに着手して下さい。金融機関によっては一定期間経過しますと融資が失効する場合があります。
- 6) 融資あっせんを申請する際は条件がありますので注意して下さい。条件を満たさない場合は融資あっせんを受けられない場合があります。また、金融機関の審査により融資不可となる場合があります。（この時の証明書交付手数料は返却になりません。）
 - ◎申請者
 - ・市税等及び下水道事業受益者負担金の未納がないこと。
 - ・申請者に改造資金を償還するための収入が見込めること。
 - ・下水道事業受益者負担金は、賦課前、納入中、猶予中の場合は誓約書が必要となります。
 - ・前年の所得金額が800万円以下であること。
 - ・以前に水洗便所等改造資金融資あっせん要綱による融資を受けていないこと。但し、完済している場合は再申請出来ます。
 - ・金融機関によっては、他の融資の償還中は水洗便所等改造資金融資を受けられない場合があります。
- 7) 融資あっせん申請書の署名は、本人署名とし印鑑登録印を押印すること。
 - ◆印鑑登録証明書・納税証明書・所得証明書を申請者、連帯保証人ともに添付すること。（印鑑登録証明書の有効期限は取得後3ヶ月です。）
- 8) 連帯保証人は市内または隣接市町村に居住し、市県民税・固定資産税の未納がなく、また市県民税所得割納税者であること。但し、市長がやむを得ないと認め、かつ借入する金融機関が了承した時は、県内外に居住する親子、兄弟（同居も可）であれば連帯保証人とすることが出来ます。
- 9) 取り扱い金融機関は、石巻商工信用組合・石巻信用金庫・いしのまき農業協同組合の東松島市内各支店及び、石巻商工信用組合松島支店です。
- 10) 合併浄化槽の排水設備工事を行う場合も利用出来ますので、事前に下水道課にご相談下さい。

排水設備整備補助金

1) 対象地域

- ・公共下水道処理区域内で、供用開始後10年以内に宅内排水設備を施工する場合。
- ・農業集落排水及び漁業集落排水処理区域内で、宅内排水設備を施工する場合。
- ・合併浄化槽による宅内排水設備を施工する場合。

2) 対象施設

- ・個人所有の一般住宅及び店舗付き住宅
- ・事業所及び主に事業の用に供する個人所有建物で、処理人口10人以下の合併処理浄化槽に係る宅内排水設備

3) 補助区間・金額

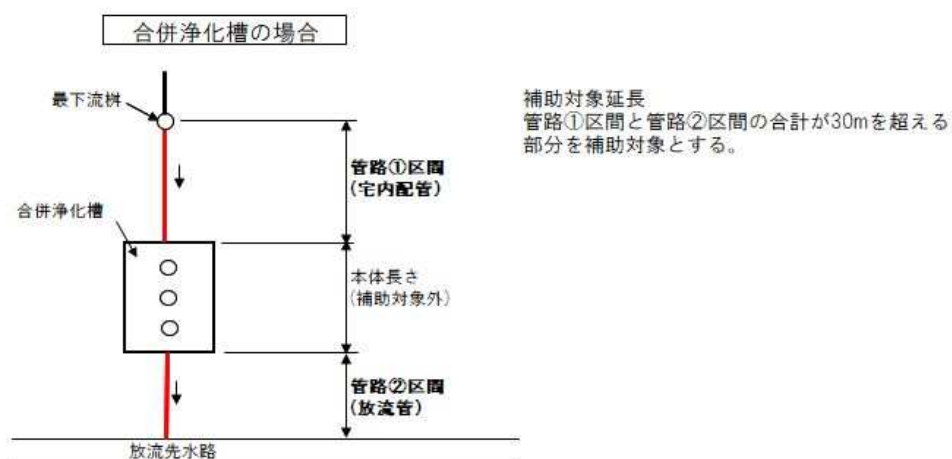
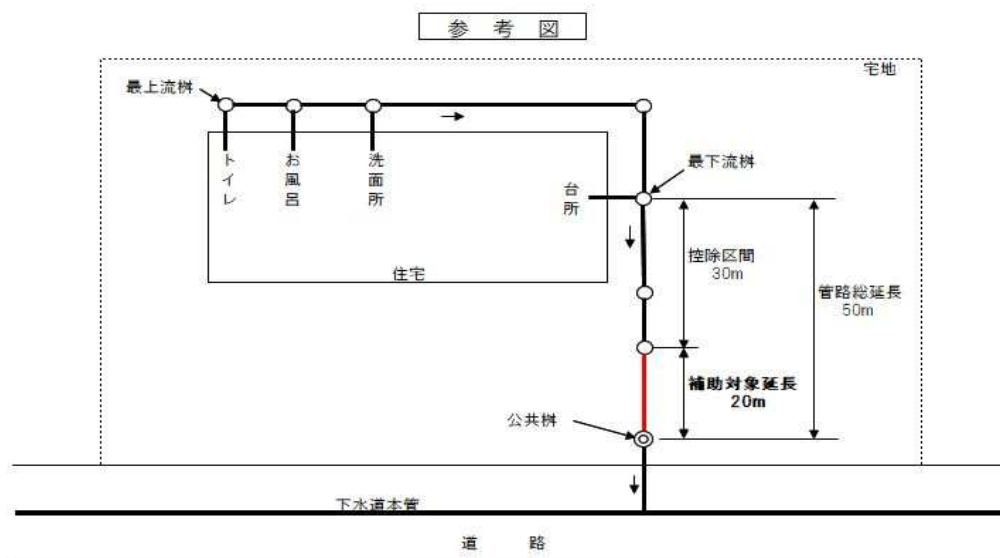
- ・公共桝から最下流合流桝の区間で30mを超える部分。
- ・最下流合流桝から浄化槽までの区間及び、浄化槽から放流水路までの区間合計で30mを超える部分。
- ・補助区間延長1mにつき5,000円、補助上限額30万円。

4) その他の条件

- ・負担金・分担金、市税等の滞納が無いこと。

5) 他の助成との併用

- ・水洗便所等改造資金融資あっせん制度との併用
融資あっせん額は、排水設備整備補助額を控除した額とします。
- ・合併処理浄化槽設置補助との併用
補助対象延長は、合併処理浄化槽の本体延長を含めないものとする。



受付番号	号	整理番号	号
------	---	------	---

排水設備工事計画承認申請書

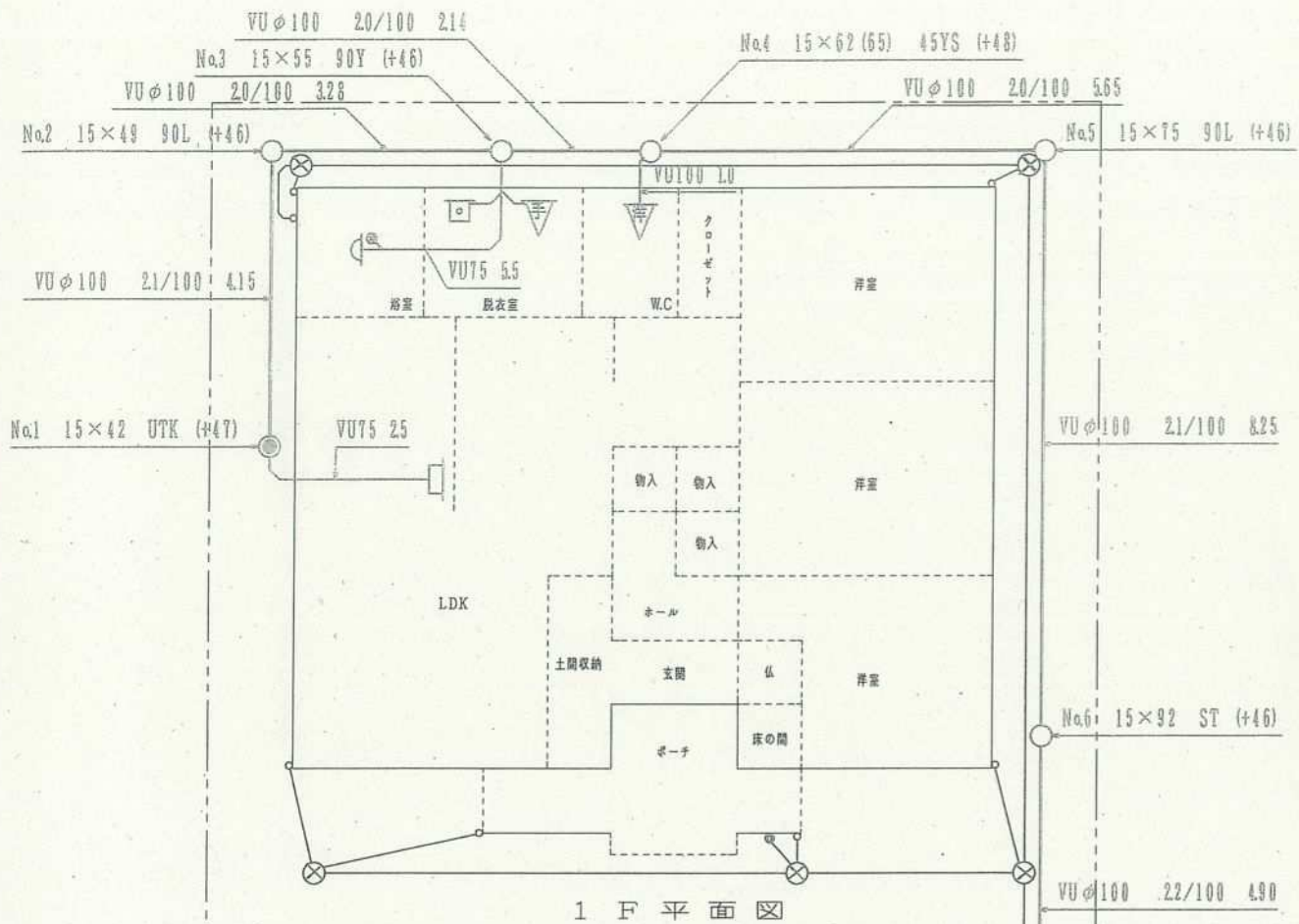
記入例 1

申請者	東松島市長様 次のとおり申請します。 住所 〒 981-0503 東松島市矢本字上河戸36-1 ふりがな (法人の場合は名称及び代表者名) 氏名 東松島 一郎 電話番号 0225-82-1111		↓申請日を記入 令和 5 年 5 月 22 日		設置場所	住所 東松島市矢本字上河戸36-1、1-1 開発等により分筆予定地番が分かる場合、()書きで記入願います。 複数筆ある場合は		供用開始年月日 受付年月日 R5・5・22 着工年月日 R5・6・10 完成年月日 R5・10・31 検査年月日 給水承認年月日			
	申請区分		新設・増設・改築・承認事項の変更			排水設備関係	新築 改築・改造無 現況 くみ取り式・浄化槽(単独・合併)		融資・無		
	排水区分・用途		水道水 専用・共用 排水台 世帯数 5 人 排水面積 100.00㎡ 井水 動力・手動 用途 家事用 浴場用 その他 業務用 共同住宅・店舗併用()								
	使用者番号		市町コード 町会番号 調停番号 枝番等 水栓番号 ヤ12345 水道企業団に確認してください								
使用	住所 〒 981-0503 東松島市矢本字上河戸36-1 職業 (公務員) 氏名 東松島 一郎		住所 東松島市矢本字上河戸36-1 氏名 東松島 一郎		土地所有者 住所 東松島市矢本字上河戸36-1 氏名 東松島 一郎		建物所有者 住所 東松島市矢本字上河戸36-1 氏名 東松島 一郎				
添付書類	見取図	○	平面図	○	縦断図	○	構造図				
	排水設備工事調書	○	既設管等使用承諾書 (念書)		委任状 (代理人届)	○	除外施設設置計画書				
	融資申請書		所得証明書		納税証明書		印鑑証明書				
主管課長専決 上記のとおり承認して宜しいか伺います											
市長		課長		課長補佐		係長		係員		負担金照合	図面等照合
指定工事店	住所 〒981-0503 東松島市矢本字上河戸36-1				責任技術者氏名 東松島 四郎						
	ふりがな (法人の場合は名称及び代表者名) 氏名 ひがしまつしんせつ ひがしまつしんさぶろう 東松島建設(株) 代表取締役 東松島三郎 電話番号 0225-82-1111				技術者氏名 東松島 五郎						
	↓住宅地図等を添付してください										
負担金備考											

東松島 一郎 邸

計画平面図 ・ 完成平面図

縮尺 : 1/100



汚水配管 : 赤線
雨水配管 : 青線

No.7 15×89 90L (+33)

VUφ100 29/100 L48

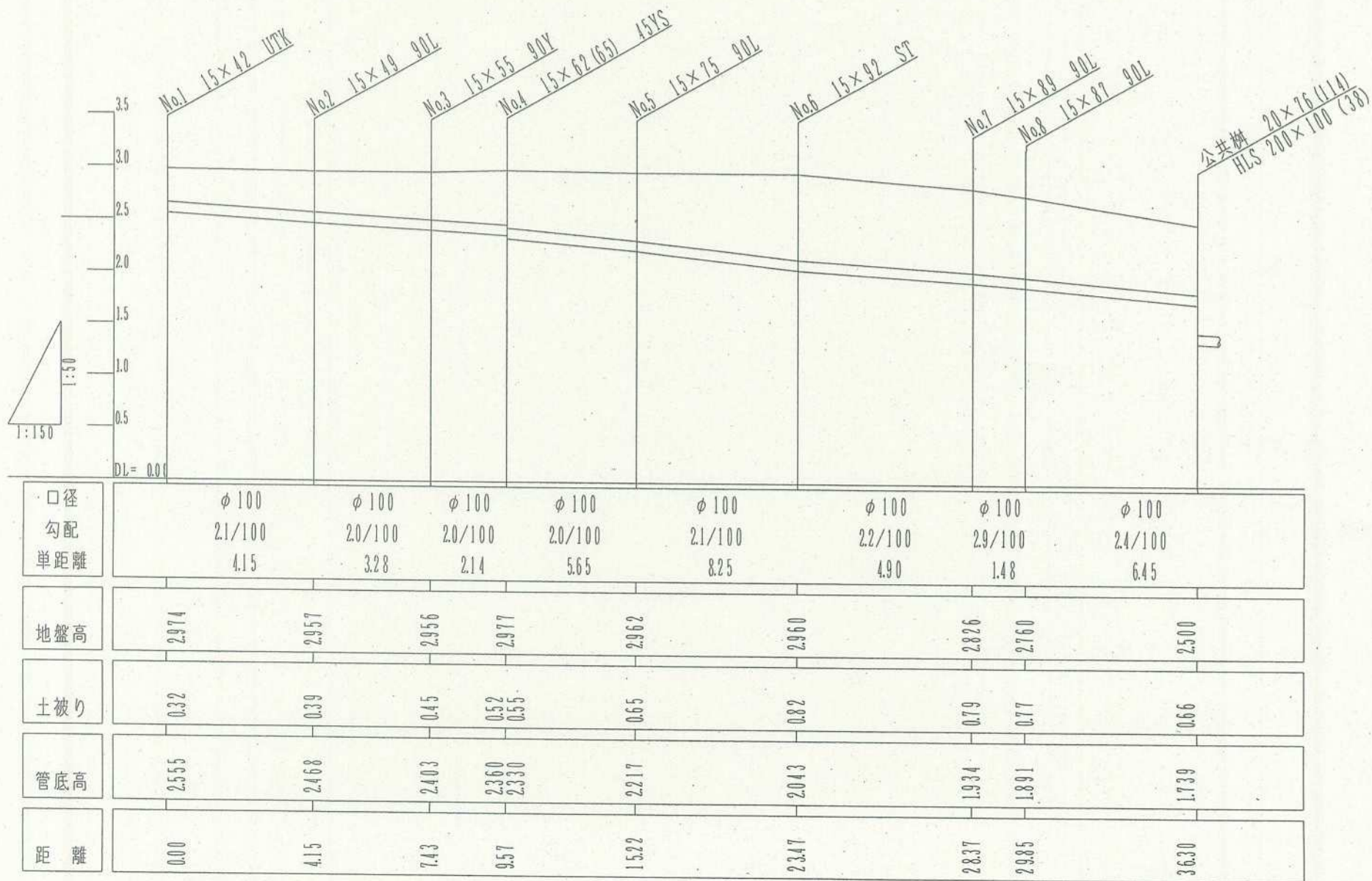
No.8 15×87 90L (+26)

VUφ100 24/100 645

公共井 20×76 (114) (±0)

HLS 200×100 (38)

側溝
市道



申請時：見積欄を記入し、申請書と同時に添付(紙色白)
完成時：精算欄を記入し、完成届と同時に添付(紙青色)

記入例 2

受付 番号	05-9999号	整理 番号	R-9999号	申請 者氏名	東松島 一郎	申請 年月日	R5・5・22 ↑完成届時も申請日と 同日になります	指定 工事店	東松島建設(株) 代表取締役 東松島三郎
----------	----------	----------	---------	-----------	--------	-----------	----------------------------------	-----------	-------------------------

精算	市長	課長	課長補佐	係長	係員	審査	検査員	印
							検査確認	印

(単位：円)

工種	名称	形状 寸法	見 積			精 算		
			数量	単価	金額	数量	単価	金額
便所 工事	洋風便器	〇〇〇	1		支給品	1		支給品
	ウォシュレット	〇〇〇	1		支給品	1		支給品
	便器取付		1		支給品	1		支給品
	ウォシュレット取付		1		支給品	1		支給品
	計				0			0
排水 設備 工事	管布設工							
	VU(屋外)	VU100	30.1	6,000	180,600	36.3	6,000	217,800
	VU(屋内)	"	1.0	10,000	10,000	1.0	10,000	10,000
	VU(屋内)	VU75	9.0	8,000	72,000	8.0	8,000	64,000
排水 設備 工事	樹置工							
	No.1 UTK	15×48	1.0		20,000	1.0		20,000
	No.2 90L	15×53	1.0		17,000	1.0		16,000
	No.3 90Y	15×59	1.0		17,000	1.0		17,000
	No.4 45YS	15×67	1.0		19,000	1.0		19,000
	No.5 90L	15×78	1.0		19,000	1.0		19,000
	No.6 ST	20×102	1.0		23,000	1.0		22,000
	No.7 22° 1/2L	20×100	1.0		22,000			
					0			
					0			
排水 設備 工事	樹置工							
	No.7 90L				0	1.0		21,000
	No.8 91L				0	1.0		21,000
					0			
					0			
					0			
					0			
					0			
					0			
					0			
排水 設備 工事	継手類							
	HLS取付				0			4,000
					0			
					0			
					0			
					0			
					0			
					0			
					0			
					0			
排水 設備 工事	土工							
	掘削・埋戻		30.1	5,000	150,500	36.3	5,000	181,500
					0			
					0			
					0			
					0			
					0			
					0			
					0			
					0			
排水 設備 工事	その他							
					0			
					0			
					0			
					0			
					0			
					0			
					0			
					0			
					0			
排水 設備 工事	計				550,100			632,300
	純工事費計				550,100			632,300
	諸経費		18%		99,018			113,814
	設計調査費				21,000			21,000
	小計				120,018			134,814
	付帯施設工事費							
	給水工事費							
	大工工事費							
排水 設備 工事	合 計				670,118			767,114
	消費税等額		10%		67,011			76,711
	工事請求額				737,129			843,825
	融資対象金額							
		水洗化工事						
		排水設備工事						

浄化槽処理費

名称	単位	見積	精算
消毒			
FRP処理費			
コンクリート処理費			
掘削・埋戻			

付帯施設工事費

名称	単位	見積	精算

給水工事費

名称	単位	見積	精算

(備考)

排水設備工事調書 工事内訳書(見積・精算)

排水設備工事完了届

記入例 3

東松島市長 様						令和 5年 10月 31日						施工者 住所 〒981-0503 (工事者) 東松島市矢本字上河戸36-1 氏名又は名称 東松島建設(株) 代表取締役 東松島三郎 電話番号0225-82-1111											
次のとおりお届けします。																							
申請者		住所 〒981-0503 東松島市矢本字上河戸36-1 氏名 東松島 一郎 電話番号 0225-82-1111						申請年月日 R 5 ・ 5 ・ 2 2				検査年月日 ・ ・											
								承認年月日 ・ R 5 ・ 6 ・ 1				※完了届は、必ず工事完了日を含めて5日以内に提出して下さい。											
設置場所		東松島市矢本字上河戸36-1						工事完了年月日 R 5 ・ 1 0 ・ 3 1															
								施設区分		排水設備 ・ 水洗設備													
承認番号		第 05-9999 号						工事区分		新設 ・ 増設 ・ 改築(改造)													
使用者番号		市町コード	町会番号	認定番号	技 番 等	水 栓 番 号	助 成 区 分		補助 ・ 融資 ・ 特助 ・ 無														
					— —	ヤ12345																	
上記工事の検査をお願いします。																							
		検 査 員						課 長	課長補佐	係 長		係 員											
記 事																							

《設計図面の凡例・記号の例》

名 称	記 号	備 考	名 称	記 号	備 考
大 便 器		トラップ付	硬 質 塩 化 ビ ニ ル 管	VP	一般管
小 便 器		トラップ付		VU	薄肉管
浴 場			硬 質 塩 化 ビ ニ ル 卵 形 管	EVP	
流 し 類			鉛 管	LP	
洗 濯 機		床排水、浴場に 排水してあるも のは除く	浄 化 槽		現場の形状に合 わせた大きさ、 形
手洗器、洗面器			底 部 有 孔 ま す		丸 ま す 角 ま す
床 排 水 口			公 共 汚 水 ま す		
ト ラ ッ プ			公 共 雨 水 ま す		
掃 除 口			側 溝 (道 路)		
露 出 掃 除 口			ト ラ ッ プ ま す		丸 ま す 角 ま す
阻 集 器			雨 ど い		
排 水 管			境 界 線		黒又は青
通 気 管			建 物 外 壁		同上
立 管			建 物 間 仕 切 り		同上
排 水 溝 (宅地内)			新 設 管 (合 流 管 又 は 汚 水 管)		赤 色
汚 水 ま す		丸 ま す 角 ま す	雨 水 管		緑 色
ド ロ ッ プ ま す (汚 水)		丸 ま す 角 ま す	撤 去 管		黒 色
分 離 ま す			既 設 又 は 在 来 管		赤…合流管又は 汚水管 …雨水管
雨 水 ま す		丸 ま す 角 ま す	銅 管	GP	
ド ロ ッ プ ま す (雨 水)		丸 ま す 角 ま す	鋳 鉄 管	CIP	
陶 管	TP		耐 火 二 層 管	FDP	
陶 製 卵 形 管	ETP		強 化 プ ラ ス チ ッ ク 複 合 管	FRPM	
鉄 コンクリート管	CP				

注 既設のます等は破線で表示する。

- 汚水管は赤線、既設枳及び汚水管は赤波線。
雨水管は青線。

○東松島市排水設備指定工事店に関する規則

平成17年4月1日

規則第101号

(趣旨)

第1条 この規則は、東松島市下水道条例（平成17年東松島市条例第152号）第7条、東松島市農業集落排水処理施設条例（平成17年東松島市条例第130号）第5条第3項及び東松島市漁業集落排水処理施設条例（平成17年東松島市条例第141号）第7条の規定による東松島市排水設備指定工事店に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 排水設備工事 下水道法（昭和33年法律第79号）第10条第1項に規定する排水設備の新設、増設若しくは改造の工事又は修繕のことをいう。
- (2) 指定工事店 市長が、排水設備工事が実施できるものとして指定した工事業者をいう。
- (3) 責任技術者 市長が、排水設備工事の設計及び実施に関して技能を有する者として認め、登録した者をいう。

(指定の資格要件)

第3条 指定工事店として指定を受けようとする者は、次に掲げる要件を備えていなければならない。

- (1) 宮城県に事業所があること。
- (2) 責任技術者として登録を受けた者を選任していること。ただし、宮城県内における他の事業所について兼任することを妨げない。
- (3) 施工に必要な設備及び器材を有していること。

(指定の欠格条項)

第4条 次の各号のいずれかに該当する者は、指定工事店の指定を受けることができない。

- (1) 工事業者の代表者が、破産手続の開始の決定を受けて復権していない場合
- (2) 工事業者の代表者が、第19条第1項の規定により責任技術者として登録を取り消されてから2年を経過していない場合
- (3) 工事業者の代表者が、精神の機能の障害により、排水設備工事を適正に営むに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適正に行うことができない場合
- (4) 指定工事店が、第11条第1項の規定により指定を取り消されてから2年を経過していない場合
- (5) 工事業者の代表者及び従業員が、東松島市暴力団排除条例（平成24年東松島市条例第44号）第2条第4号に規定する暴力団員等である場合又はそれらのものと密接な関係を有する者であると認められる場合

2 前項第2号に該当する者は、同号に掲げる期間内において、個人又は法人の代表者として指定工事店の指定を受けることはできない。

(指定の時期)

第5条 指定工事店の指定は、毎年4月に行う。この場合において、市長が必要と認めたときは、臨時に指定することができる。

(指定の申請)

第6条 指定工事店として指定を受けようとする者は、排水設備指定工事店指定申請書（新規・更新）（様式第1号。以下「申請書」という。）に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 申請者（法人の場合は、その代表者）の履歴書、身分証明書及び住民票、在留カード（出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第19条の3に規定する在留カードをいう。（以下、「在留カード」という。）又は特別永住者証明書（日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）第7条第1項に規定する特別永住者証明書（以下、「特別永住者証明書」という。）の写し
- (2) 法人の場合は、登記事項証明書及び定款の写し
- (3) 工事経歴書
- (4) 従業員名簿
- (5) 責任技術者名簿（様式第2号）及び排水設備工事責任技術者証（様式第6号。以下「責任技術者証」という。）の写し
- (6) 納税証明書及び資産証明書
- (7) 施工に必要な設備及び器材を有していることを証する書類
- (8) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(指定工事店の指定)

第7条 前条の申請があり、かつ、条例第31条第1項に定める登録手数料を納めたときは、第20条に規定する委員会において審査し、その審査結果に基づき、市長が指定工事店に対し、排水設備指定工事店証（様

式第3号。以下「指定工事店証」という。)を交付する。

- 2 指定工事店証の有効期間は、指定工事店としての指定を受けた日から5年とする。この場合において、市長が特に必要があると認めるときは、これを短縮することができる。
- 3 指定工事店は、指定工事店証を事業所内の見やすい場所に掲げなければならない。
- 4 指定工事店は、第11条第1項の規定により指定を取り消されたときは、遅滞なく市長に指定工事店証を返納しなければならない。同条の規定により指定の効力を一時停止されたときも、同様とする。

(指定の更新)

第8条 **指定工事店は**、指定工事店証の有効期間**満了後も**引き続き指定工事店としての指定を受けようとするときは、市長が指定する期日までに申請書を市長に提出しなければならない。

- 2 前項の申請書に添付する書類については、第6条の規定を準用する。**この場合において、市長が認めたときは、当該書類の写しを添えることができる。**

(指定工事店の誠実義務)

第9条 指定工事店は、法令、要綱等(以下「法令等」という。)に従い、誠実に施工しなければならない。

- 2 指定工事店は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。
 - (1) 施工の申込みを受けたときは、正当な理由がない限り、これを拒んではならない。
 - (2) 工事契約に際しては、工事費、工事期間その他の必要事項を明確に示さなければならない。
 - (3) 排水設備工事の全部又は大部分を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。
 - (4) 指定工事店としての自己の名義を他の業者に貸与してはならない。
 - (5) 排水設備工事は、その計画に係る市長の確認を受けたものでなければ着手してはならない。
 - (6) 排水設備工事は、責任技術者の監理の下においてでなければ、設計又は実施してはならない。
 - (7) 排水設備工事の完了後1年以内に生じた故障又は破損については、天災地変又は使用者の責めに帰すべき理由によるものでない限り、無償で補修しなければならない。

(異動等届出)

第10条 指定工事店は、次の各号のいずれかに該当することとなったときは、速やかに指定工事店異動届(様式第4号)に異動内容が確認できる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 事業を廃止し、又は休止したとき。
- (2) 組織を変更したとき。
- (3) 代表者に異動があったとき。
- (4) 商号を変更したとき。
- (5) 事業所を移転したとき。
- (6) **選任する責任技術者に異動があったとき。**

- 2 **指定工事店は、第4条第1項第1号、第3号又は第5号のいずれかに該当するに至ったときは、直ちにその旨を市長に届け出なければならない。**

(指定の取消し又は一時停止)

第11条 指定工事店が次の各号のいずれかに該当するときは、第20条に規定する委員会において審査し、市長は、その審査結果に基づく処分を行うことができる。

- (1) 法令等の規定に違反したとき。
- (2) 第3条に規定する資格要件を欠いたとき。
- (3) 第4条第1項の欠格条項に該当することとなったとき。
- (4) 第9条に規定する誠実義務に違反したとき。
- (5) 不当に多額の工事費を要求し、又は受けたとき。
- (6) 事業を廃止したとき、又は引き続いて1年以上事業を中止したとき。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が指定工事店として不適当と認めたとき。

- 2 市長は、前項の処分により指定工事店が損失を受けることがあっても、その責めを負わない。

(指定工事店の公示)

第12条 市長は、前条第1項の処分を行ったときは、その都度公示するものとする。

(責任技術者の認定と登録)

第13条 市長は、責任技術者についての認定を行い、これを登録するものとする。

- 2 現に登録を受けている他の市町村と重複して本市の責任技術者として認定を受けようとする者は、当該他の市町村の登録を証する書面を提出し、東松島市排水設備等工事責任技術者名簿に氏名、生年月日等所要事項の登録を受けなければならない。

(責任技術者の責務)

第14条 責任技術者は、法令等に従い、排水設備工事の設計及び実施(監理を含む。)に当たらなければならない。

- 2 責任技術者は、当該排水設備工事が竣工した際に行われる完了検査に立ち会わなければならない。

(責任技術者の登録資格)

- 第15条 市長は、責任技術者の技能を認定するため、排水設備工事責任技術者試験（以下「統一試験」という。）を公益社団法人宮城県建設センター（以下「指定試験機関」という。）に委託して実施し、**当該統一試験に合格した者は**、第13条に定める責任技術者として登録を受ける資格を有するもの（以下「登録有資格者」という。）とする。
- 2 市長は、他の市町村で実施した試験に合格し、かつ、当該市町村の排水設備等工事責任技術者名簿に登録している責任技術者が、登録更新後、指定試験機関が実施する更新講習を受講している場合には、前項で行う統一試験に合格した責任技術者とみなす。
- 3 登録有資格者が、第19条第1項各号のいずれかに該当する場合は、登録を受けることができない。
（登録）
- 第16条 登録有資格者は、市長が指定する期日までに、責任技術者登録申請書（新規・更新）（様式第5号。以下「登録申請書」という。）に次の書類を添えて市長に提出しなければならない。
- (1) 住民票、**在留カード又は特別永住者証明書**の写し
(2) 写真
(3) 排水設備工事責任技術者試験合格証の写し又は更新講習受講修了証
- 2 市長は、前項の登録申請書の**提出があり、これを審査し適当と認め、かつ、条例第31条第1項に定める登録手数料を納めたときは**、登録有資格者に対し、責任技術者証を交付しなければならない。
- 3 責任技術者証の有効期間（以下「登録期間」という。）は、5年とする。この場合において、市長が特別の理由があると認めたときは、これを短縮することができる。
- 4 責任技術者は、責任技術者証の記載事項に変更があったときは、速やかに市長に届け出なければならない。
（登録の抹消）
- 第17条 責任技術者は、**登録を抹消**する場合は、登録抹消申請書（様式第7号）を市長に提出するものとする。
- 2 市長は、前項の規定による申請があったときは当該責任技術者に対し、登録抹消証明書（様式第8号）を交付する。
（登録の更新及び更新講習）
- 第18条 責任技術者は、登録期間満了後も引き続き登録を受けようとするときは、期間満了日までに、あらかじめ指定試験機関が行う更新講習を**受講した上で**、次の各号に掲げる書類を添えて市長に登録申請書を提出し、**かつ、条例第31条第1項に定める登録手数料を納めたときは**、登録の更新を受けなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めたときは、この限りでない。
- (1) **住民票、在留カード又は特別永住者証明書**の写し
(2) 責任技術者証**（写し可）**
(3) 更新講習受講修了証（写し可）
(4) **前各号**に掲げるもののほか、市長が必要と認めた書類
（登録の取消し又は一時停止）
- 第19条 責任技術者が次の各号のいずれかに該当するときは、**次条**に規定する委員会において審査し、市長は、その審査結果に基づき登録の取消し又は一時停止の処分を行うことができる。
- (1) 法令等に違反したとき。
(2) 第14条各項に規定する責任技術者の責務に関し、不誠実な行為があったとき。
(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が責任技術者として不適当と認めたとき。
- 2 市長は、前項の処分を行ったときは、当該責任技術者に通知し、責任技術者証を返納させるものとする。
- 3 市長は、前2項の処分により当該責任技術者が損失を受けることがあっても、その責めを負わない。
（委員会）
- 第20条 市長は、第7条、第11条及び**前条**の規定による指定又は登録の処分に関する審査を行うため、東松島市排水設備指定工事店資格審査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。
（委員会の組織）
- 第21条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織し、それぞれ次に掲げる職にある者をもって充てる。
- (1) 委員長 建設部長
(2) 副委員長 下水道課長
(3) 委員 下水道課職員 若干名
- 2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
3 委員長に事故あるとき、又は欠けたときは、副委員長がその職務を代理する。
4 委員会は、委員長が招集し、会議の議長となる。
5 委員会は、委員の半数以上の出席をもって成立し、議事は、出席委員の過半数で決する。
6 委員会の庶務は、下水道課において処理する。

(委員会の審議事項)

第22条 委員会は、次に掲げる事項を審査する。

- (1) 指定工事店として指定を受けようとするものの資格
- (2) 指定工事店に対する違反点数の付与及びこれに伴う指定の停止又は取消し。
- (3) 責任技術者に対する違反点数の付与及びこれに伴う登録の停止又は取消し。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、委員長が必要と認めたとき。

2 委員会は、前項(第2号又は第3号を除く。)において必要があると認めたときは、その審査事項の関係者の出席を求め事情を聴取し、又は意見を聴くことができる。

(審査の基準)

第23条 前条第1項第1号の審査の基準は、第3条及び第4条の規定によるものとする。

2 前条第1項第2号又は第3号の審査の基準は、次に定めるとおりとする。

- (1) 別表第1に定める違反種別に対して付与される違反点数の累積点数が別表第2に定める点数に達したときは、同表に定める期間で指定又は登録の停止
- (2) 指定又は登録の停止を受けている期間中に工事を実施したときは、6か月以内の期間の指定又は登録の停止
- (3) 別表第1に掲げるもののほか、違反行為により著しく住民の生命、財産又は下水道事業者に損害を与えたときは、指定又は登録の取消し

(違反点数の消滅)

第24条 前条第2項の規定により付与された違反点数は、違反点数を付与された日から2年間無違反のときは、その違反点数が消滅する。

2 指定又は登録の停止処分を受けてから3年以内に同等以上の処分を受けたときは、以降の違反に対する付与点数を倍にする。

(指定又は登録期間を超えて処分したときの処分)

第25条 指定又は登録期間を超えて処分したときは、処分の期間中での指定又は登録の更新を行わないものとする。

(処分等の決定)

第26条 第22条第1項第2号又は第3号の違反点数の付与及びこれに伴う停止又は取消しをするときは、東松島市行政手続条例(平成17年東松島市条例第11号)に基づく聴聞又は弁明の機会を経た上で、第28条の報告を受けて市長が決定するものとする。

(聴聞又は弁明の機会の付与)

第27条 前条の聴聞又は弁明の機会の付与に関する手続及び当該手続に必要な書面は、東松島市行政手続条例の定めるところによる。

(報告)

第28条 委員会は、第22条第1項の審査の結果を市長に報告しなければならない。

(通知)

第29条 市長は、前条の報告を受けたときは、速やかにその内容を決定し、その旨を関係者に通知するものとする。

2 市長は、前項の報告が第22条第1項第2号又は第3号であるときは、東松島市排水設備指定工事店・責任技術者違反通知書(様式第9号)をもって、指定工事店若しくは責任技術者又はそのいずれにも通知するものとする。

(工事の調査等)

第30条 市長は、必要があると認めるときは、指定工事店に対し、排水設備工事の状況について調査し、又は報告を求めることができる。

(その他)

第31条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成17年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の矢本町排水設備指定工事店に関する規則(平成5年矢本町規則第23号)又は鳴瀬町下水道排水設備指定工事店規則(平成13年鳴瀬町規則第1号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則(平成27年3月30日規則第24号)

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(令和4年3月10日規則第5号)

(施行期日)

- 1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この規則の施行前に、一般財団法人宮城県下水道公社が実施した排水設備責任技術者認定試験に合格している者及び更新研修を受講し修了している者は、公益社団法人宮城県建設センターが実施する排水設備責任技術者認定試験に合格している者及び更新研修を受講し修了している者とみなす。

附 則 (令和5年6月15日規則第45号)

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
(経過措置)
- 2 この規則の施行の際、現に廃止前の東松島市排水設備指定工事業者等の資格審査等に関する要綱（平成17年東松島市訓令甲第196号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれ改正後の東松島市排水設備指定工事店に関する規則の相当規定によりなされたものとみなす。

違反種別		違反点数	
		指定店	責任技術者
1	正当な理由なく市の下水道施設及び排水設備を操作したとき。	50	50
2	無許可で新築工事、増改造工事を実施したとき。	50	50
3	無許可で撤去工事を実施したとき。	50	50
4	責任技術者の名義を借用又は貸与したとき。	50	50
5	工事指定店の名義を貸与したとき。	50	—
6	排水設備の新設等の申請書を提出し、確認を受けた日から正当な理由なく3月以上着手しないとき。	50	20
7	埋設物、構造物等に損害を及ぼしたとき。	20	20
8	市長が承認した材料器具以外のものを使用したとき。	30	30
9	工事完了後7日以内に完了届を提出しないとき。	30	30
10	検査時の指摘事項を15日以上放置したとき。	50	50
11	不当に高い工事費を請求し、又は受領したとき。	50	10
12	責任技術者資格証の不携帯	5	10
13	工事又は修繕の申込みに対し相当の理由なく拒んだとき。	50	—
14	汚水を雨水ますに、雨水を汚水ますに固着したとき。	30	50
15	再検査が多発したとき（3回ごと）。	50	50
16	道路工事において道路管理者及び警察署長の許可なくして実施したとき。	50	50
17	道路工事において道路管理者及び警察署長の許可条件に違反したとき（1件当たり）。	50	50
18	指定を受けてから1年以内に営業を開始しないとき又は引き続き1年以上営業を中止したとき。	10	—
19	正当な理由がなく市長が行う職務上の指示に従わなかったとき。	50	50
20	規則第9条の法令等に違反したとき。	50	50

違反点数	処分
100点に達したとき	1月停止
150点に達したとき	3月停止
200点に達したとき	6月停止
250点に達したとき	1年停止
300点に達したとき	取消し

東松島市合併処理浄化槽設置整備事業について

1. 合併処理浄化槽設置整備事業について

①補助事業対象地区について

1. 流域関連公共下水道事業全体計画区域外（ただし事業認可区域外は対象）
2. 農業集落排水事業区域外
3. 漁業集落排水事業区域外

※補助対象区域の確認については、電話での判断が出来ない場合もありますので、下水道課窓口で打合せをお願い致します。

※対象区域図も東松島市下水道課ホームページにて公開しています。

②補助事業施工主体及び施設の所有について

- ・市ではなく、設置者個人が主体の事業で、設置した浄化槽も設置者個人の所有となります。

③補助対象工事について

- ・合併処理浄化槽の本体設置工事が対象となります。
- ・放流管及び流入管は対象となりません。

④補助対象の建築物

- ・居住住宅又は事業所、併用住宅（管理のための居住は対象外です。）
- ・10人槽以下の合併処理浄化槽を設置する個人所有の事業用建物。

※以下の場合には対象となりません。

- ・浄化槽法及び建築基準法に基づく確認を受けずに合併処理浄化槽を設置する場合。
- ・賃貸の住宅及び事業所に合併処理浄化槽を設置する場合。
- ・住宅を販売又は賃貸目的で合併処理浄化槽を設置する場合。
- ・市税等を滞納している方。
- ・別荘、倉庫に合併処理浄化槽を設置する場合。
- ・会社等所有の建物に合併処理浄化槽を設置する場合。

⑤工事発注について

- ・設置者個人の発注となります。
- ・施工業者については、浄化槽設備士の資格を有し、県に登録している浄化槽工事業者でなければ工事は出来ませんし、補助金を受け取ることも出来ません。

⑥浄化槽の設置場所について

- ・宅地内に個々に浄化槽を設置します。

⑦補助金額について

- ・人槽区分により補助金額が変わります。資料を確認して下さい。

⑧補助要綱の改正について

補助要綱を改正するという動きが環境省からあります。現時点においては、具体的な改正内容は把握出来ていません。急な要綱の改正が想定されますので補助金を活用し、浄化槽を設置する場合は事前協議書をお早めに提出をお願いします。

2. 合併処理浄化槽設置補助金申請について

①申請から完了までの流れは以下のとおりです。

事前協議書提出 → 協議回答 → 補助金交付申請書提出 → 補助金交付決定 →
工事着工 → 完成 → 実績報告書提出 → 完成検査 → 補助金請求書提出

(※下線部が提出書類です。補助金交付申請時は排水設備工事計画承認申請書の提出も忘れずに。)

②補助金申請は随時受付しておりますが、申請期限は毎年12月25日（土日の場合は前日まで）
となっています。また予定基数に達した場合は打ち切りとなりますのでご注意ください。

（令和6年度の予定基数は5基です。）

【その他】

- 掘削時の土留め使用について、完成後の写真では大変危険な作業が見られます。労働安全衛生規則第361条にある地山の崩壊による危険の防止に関する規則を守り作業して下さい。
バックホウによる吊り上げ作業を行う場合はクレーン仕様の機種を使用し吊り上げ荷重が1トン未満又は移動式クレーンの特別教育、1トン以上5トン未満は免許又は技能講習の資格が必要となります。

資格者以外は作業を行わないよう注意して下さい。

また、吊り込み時に浄化槽の下に入らないよう注意願います。

- 浄化槽の据付完了後、市役所担当者との中間立会を行います。

写真に収まりますので、日程の連絡及び表示板の準備を忘れずをお願いします。

《資料》令和6年度合併処理浄化槽補助金の額

合併処理浄化槽 (変則合併処理浄化槽含む)	人槽区分	限度額
	5人槽	332,000円以内
	7人槽	414,000円以内
	10人槽	548,000円以内
	11人槽～20人槽	939,000円以内
	21人槽～30人槽	1,472,000円以内
	31人槽～50人槽	2,037,000円以内
	51人槽以上	2,326,000円以内

令和7年度 東松島市排水設備指定工事店 更新予定一覧

指定番号	指定店名	代表職名	代表者氏名	有効期限
5001	高橋建工	代表	高橋 右一	令和7年3月31日
5003	有限会社 総合設備センター	代表取締役	小堤 康成	令和7年3月31日
5004	有限会社 高大工業	代表取締役	高橋 俊博	令和7年3月31日
5007	株式会社 橋本建設	代表取締役	橋本 正彦	令和7年3月31日
5009	株式会社 三栄設備	代表取締役	佐々木 昭三	令和7年3月31日
5013	マルサ重興業 有限会社	代表取締役	田村 勇	令和7年3月31日
5014	株式会社 藤設備	代表取締役	佐藤 茂	令和7年3月31日
5016	株式会社 栄興業	代表取締役	佐々木 栄紀	令和7年3月31日
5059	株式会社 仲村設備	代表取締役	仲村 克己	令和7年3月31日
5060	株式会社 玉虫商会	代表取締役	玉蟲 弘毅	令和7年3月31日
5061	craft 株式会社	代表取締役	佐藤 優	令和7年3月31日
5062	有限会社 幸伸住設	取締役	大友 幸子	令和7年3月31日
5063	有限会社 ムツミ設備	代表取締役	星 敬太	令和7年3月31日
5064	株式会社 尾形設備	代表取締役	尾形 祐一	令和7年3月31日
5065	ファインディサービス	代表	宮崎 裕樹	令和7年3月31日
5078	株式会社 新孝工業	代表取締役	小西 孝行	令和7年3月31日
5079	株式会社 河北設備センター	代表取締役	那須 良輔	令和7年3月31日
5080	株式会社 菜花空調	代表取締役	菜花 祐樹	令和7年3月31日

◎詳しい継続申請方法については、令和7年1月上旬に郵送にて通知いたします。





令和5年 立沼枝線外（流関公下）1-1号管渠工事

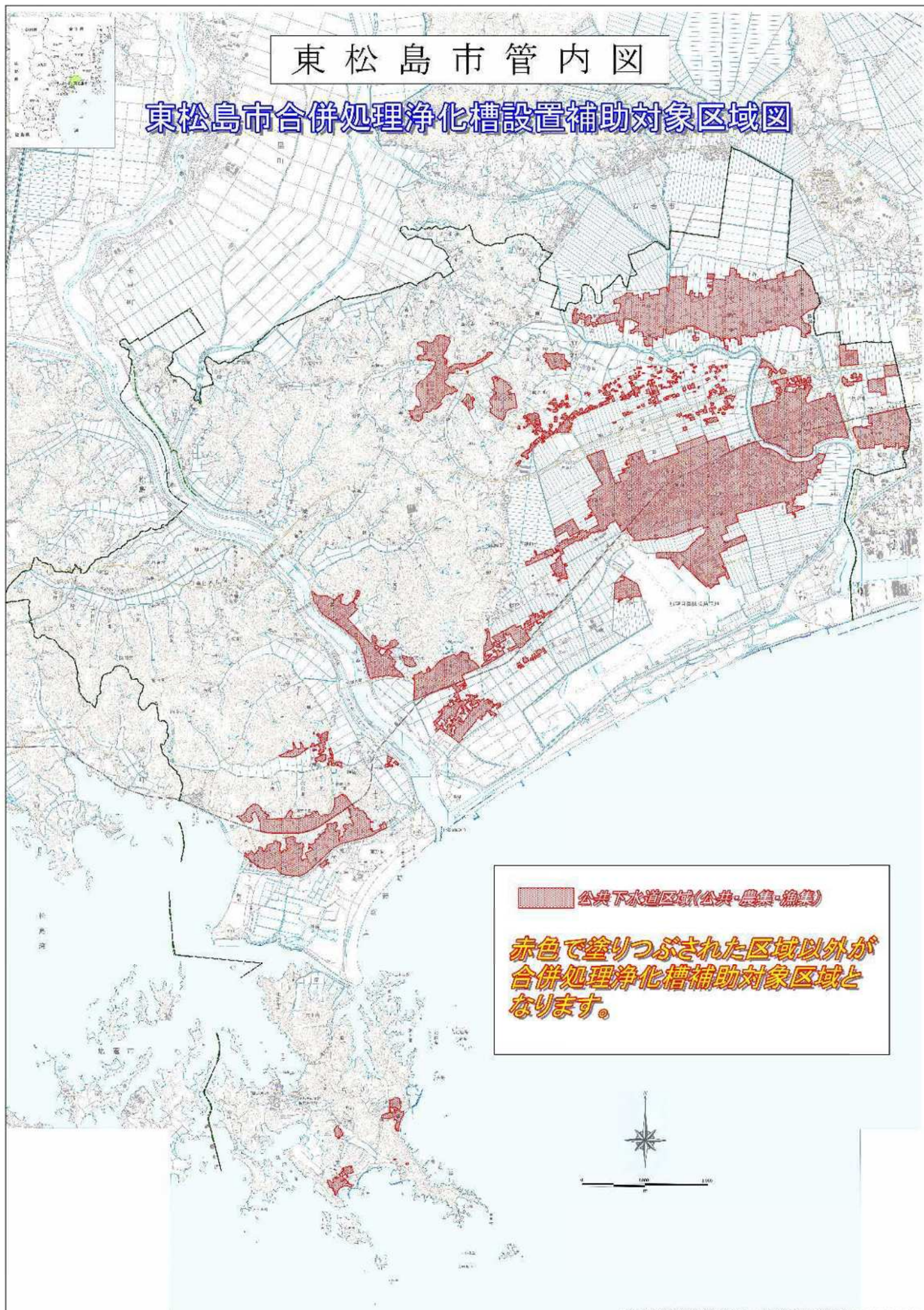


令和5年 立沼枝線外（流関公下）1-1号管渠工事



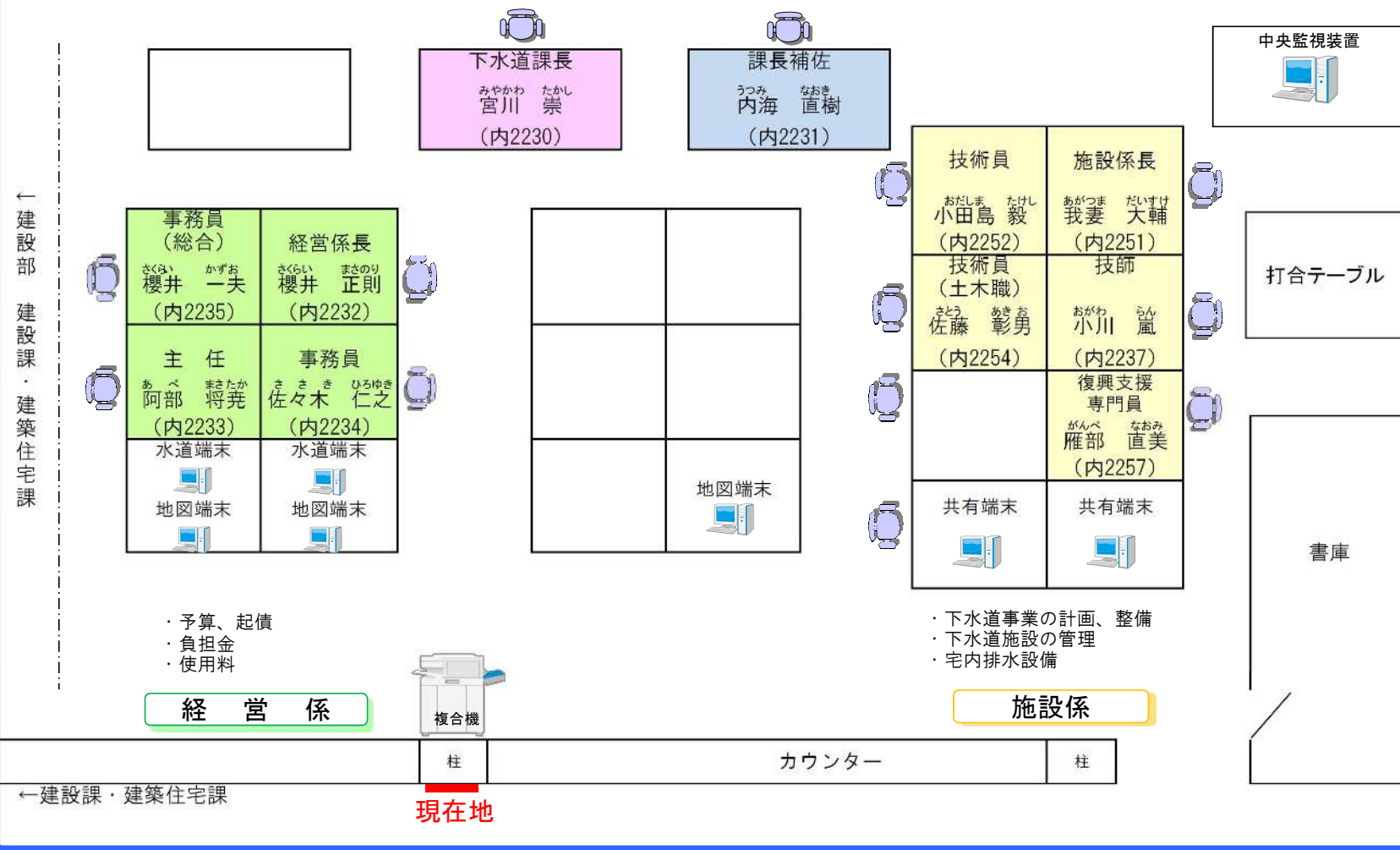
東松島市管内図

東松島市合併処理浄化槽設置補助対象区域図



建設部 下水道課 配置図

R6. 5. 1現在



〒981-0303
宮城県東松島市小野字新宮前5 鳴瀬庁舎
TEL : 0225-82-1111 (代)
FAX : 0225-87-3954

メール
下水道課 : gesui@city.higashimatsushima.miyagi.jp
gesui@city.higashimatsushima.lg.jp

